

4月1日
身体・知的・精神・難病
など

障害をお持ちのかたへの 障害者福祉サービスが一部変わります

社会生活を送るうえで、環境の変化や人間関係などに悩みを抱えるかたが増えています。「ストレス社会」といわれる現代は、だれもが心に負担を感じ、それが深刻になれば心の健康を害し病気になる可能性があります。「精神障害」といわれる心の病はだれにでも起こり得る病気なのです。精神に障害を持つかたに対する精神保健福祉業務は、これまで主に保健所が行ってききましたが、4月からこの一部を市が行うことになりました。今回はこれまで市が行ってきた業務のうち、4月から一部変更となる障害者福祉サービスについてお知らせします。

精神保健福祉業務

4月から市が行う主な業務

精神保健福祉に関する相談および
訪問
精神障害者保健福祉手帳の申請受理

精神障害者通院医療費公費負担に
関する手続きの申請受理
精神障害者社会復帰施設・精神障
害者居宅生活支援事業、精神障害者
社会適応訓練事業の利用に関する相
談・助言・あっせん・調整および利用
の申請

精神保健相談精神的な悩みやス
トレスを抱えていて、医療機関で受
診するかどうか迷っているかたの相

談に精神保健指定医が毎月1回午前
中、保健センターで専門的かつてい
ねいに応えます。秘密は厳守します。
予約が必要です。）

小規模作業所への援助など（市内
には、「こぶしの家（水野）」「コパン（鶴
ノ木）」「みちくさ（東三ツ木）」の3か所
の作業所があります。）

精神障害者保健福祉手帳で 受けられる主なサービス

生活保護の障害者加算認定
手当の支給（特別児童扶養手当、特
別障害者手当、障害児福祉手当、在宅
心身障害者福祉手当） 本人の障
害の程度や家族の所得により、資格
の制限を受けることがあります
税の軽減（所得税や住民税の障害

者控除など）

ホームヘルプサービス

新たに精神障害・難病を持つ
かたも対象に

ホームヘルプサービスは、自宅で
の生活を望みながらも、重い障害や
病気などで日常生活を送ることが難
しいかたに、市がホームヘルパーを
派遣し、適切な介護・家事などの援助
を行うことで安定した生活を維持し
ようとするものです。4月からホー
ムヘルプサービスの対象者に精神障
害者や難病患者を新たに加えること
も、知的障害者の外出援助サービ
スを新たに追加します。これにより
身体・知的・精神障害者と難病患者の

障害者の福祉ガイドを ご利用ください

心身に障害をお持ちのかたのための
サービスなどをまとめた「障害者の
福祉ガイド」を障害者福祉課窓口
で配付していますので、ご利用くだ
さい。また、公式ホームページでも見
られます。

<http://www.city.sayama.saitama.jp/>

サービスが利用できるかた

障害児（重症心身障害児（者）、重度
知的障害児、重度身体障害児）

重度身体障害者
重度知的障害者

難病患者（特定疾患調査研究事業
の対象疾患患者または慢性関節リウ
マチ患者で、在宅で病状が安定して
いるかた。特定疾患調査研究事業の

対象疾患はホームページで公開しています。()

精神障害者

サービスの内容

身体介護・入浴・排せつ・食事・衣類着脱・通院の介護・身体清拭および洗髪、その他必要な身体介護)

家事援助(調理、衣類の洗濯および補修、住居などの掃除および整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関との連絡、その他必要な家事)

その他生活上、介護および各種

援護制度の適用についての助言など

知的障害者に対する外出援助サービス(社会生活を送るうえで必要な

外出、余暇活動や社会参加のために

外出するときに援助を行います。た

だし、余暇活動や社会参加のため

外出には、営利を伴う活動や通年か

つ長期にわたる外出は含まれないも

のとし、1日以内で用務を終えるこ

とが可能なものとなります。)

サービスの利用料

サービスを利用したときにかかる

費用は、本人または家族の所得の状

況により個人負担額(手数料)が決ま

ります。

世帯の区分・1時間あたり手数料 生

活保護法による被保護世帯(単給世

帯を含む)・生計中心者が前年所得税

非課税の世帯：無料 生計中心者の

前年所得税額 9千600円以下の

世帯：200円 9千601円以上

3万2千400円以下の世帯：35

0円 3万2千401円以上4万2

千円以下の世帯：500円 4万2

千1円以上の世帯：650円

精神障害者施策の現状

わが国の精神保健行政は、精神病院への隔離から地域生活の支援へという精神障害者施策の国際的流れの中で、平成5年に障害者基本法が改正され、精神障害を持つ人が初めて障害者として位置づけられました。また、平成11年には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)が「精神障害者の社会復帰を一層促進し、地域生活の支援をより充実すること」を主旨として改正されました。しかし、身体障害者・知的障害者に比べ、精神障害者への福祉施策に対する取り組みはまだ始まったばかりです。

精神障害者に正しい理解を

精神保健福祉法では「精神障害者」を精神分裂病、精神作用物質(アルコールや薬物など)による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者と規定しています。精神分裂病は、100人に1人がかかる脳の病気で精神病院入院患者の60%を占め、18歳~25歳の発病者が多くみられます。症状は幻覚、妄想、支離滅裂な会話、感情の平板化、意欲の低下などがありますが、最近は、よく効く薬も開発され、その症状はかなり改善されるようになりました。

しかし、症状が改善しても病気の後遺症の症状が残り、社会生活や日常生活に支障をきたすことを「精神障害」といいます。精神障害者の人は何をするか分からないというような偏見を耳にしますが、適切な治療を受け、医療的ケアを受けている人は、他人に危害を与えたりすることはありません。その偏見に本人はもちろん、家族まで傷つき、社会の中で肩身の狭い暮らしを余儀なくされています。市では、精神障害を持っている人も地域の中で安心して暮らしていくことができるような地域社会づくりをすすめます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

ハンディキャブ運行事業

より多くのかたに利用いただくために一部を見直し

ハンディキャブ運行事業は、昭和

57年度の事業開始以来、障害をお持ち

の多くのかたに親しまれてきました。

平成12年度は延べ約5千人のか

たに延べ約4万キロメートルご利用

いただくとともに、12年度末の利用

登録者数も300人を超えました。

市では、今後さらにこの事業に対す

るニーズが高まっていくと考えてい

ますが、現状では3台のハンディキ

ャブの運行状況が限界に近づいてい

るため、新たな申し込みをお受けす

ることが大変難しくなっています。

そこで、4月からハンディキャブ

運行事業の1週間当たりの利用回数

を1回とさせていただきます。

利用者の皆さんには、現在に比べ

不便になるかと存じますが、より多

くの障害をお持ちのかたに幅広くハ

ンディキャブをご利用いただくため

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ精神保健相談は保健

センター(予約が必要)へ ☎959

5811、それ以外は障害者福

祉課へ内線1591・1592